

## 小平市国保財政健全化計画（赤字解消・削減計画）の策定について

### 1 国保制度改革の概要

平成27年5月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。この法律は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものである。国民健康保険においては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すとしている。

都道府県では各都道府県内の医療費等を推計し、その保険給付費に充てるための国民健康保険事業費納付金の額を決定し、また納付金を納めるために必要な標準保険料率を算定して各市町村に通知する。

市町村では、納付金を納めるための国民健康保険税として被保険者から徴収し、都道府県へ納付することとなった。

国民健康保険税額については、本来、令和元年度の国民健康保険税率を標準保険料率と同水準とし、国民健康保険事業費納付金の支払額を確保する必要があるが、市においては現状、医療給付費の支払いに必要な額を保険税で賄えず、一般会計から法の定めによらない繰入金（以下、「法定外繰入れ」という。）で補填し、国保運営を行っている。

### 2 計画の位置付け

国においては、この法定外繰入れの解消に向けて、現在、法定外繰入れを行っている被保険者に対し、法定外繰入れ、すなわち赤字解消・削減の取組や目標年次を定めた「赤字削減・解消計画」を策定するよう都道府県及び市町村に対し要請している。

また、第3次行財政再構築プランにおいても、国保財政の健全化として法定外繰入金の縮小の取り組みが改革推進プログラムの一つとなっている。

このことを受け、平成30年度においては、削減目標が明示されず定性的な記載となっている「赤字削減・解消計画」について令和2年度からの実現可能な削減目標値と具体策を定めるものである。

### 3 国民健康保険事業費納付金の算定の仕組み

都道府県は、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、これを市町村ごとに決定する。

納付金の額を決定する際には各区市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準が反映される。つまり、医療費水準や所得水準の高い区市町村は納付金額が大きくなる。

#### 4 標準保険料率の意義

都道府県が区市町村ごとに算定するもので、都道府県が提示した標準保険料率どおりに保険料率を設定すれば国民健康保険事業費納付金を全額賄える仕組みである。

都道府県化統一の算定基準による標準保険料が示されることで、各区市町村は他市との比較も含め、市町村ごとのあるべき保険料率を把握することで、市民の保険税負担の見える化が図られ、算定にあたっては、都道府県内の年齢構成や所得水準、医療費水準、収納率が反映される。

各区市町村は、この標準保険料率を参考に（かい離を把握しながら）、段階的、計画的な赤字の解消に向けて自治体の状況に応じた実際の保険料率を決定していくこととなる。

#### 5 現行の税率と標準保険料率とのかい離について

小平市における現行の税率

区 分	所得割額	均等割額
医療保険分	5.51% (63.3)	23,700 円 (36.7)
後期高齢者支援金分	2.05% (56.6)	11,400 円 (43.4)
介護保険分	1.55% (49.0)	15,500 円 (51.0)

※（ ）は所得割率（応能）と均等割額（応益）の比重割合

東京都から示された標準保険料率

区 分	所得割額	均等割額
医療保険分	7.02% (55.4)	40,577 円 (44.6)
後期高齢者支援金分	2.34% (55.6)	13,412 円 (44.4)
介護保険分	1.94% (55.4)	14,425 円 (44.6)

保険税率を標準保険料率に改定した場合の影響

区 分	改定率	調定額（増額分）
医療保険分	36.66%	830,019 千円
後期高齢者支援金分	13.70%	123,552 千円
介護保険分	8.76%	30,169 千円
合計	28.02%	983,740 千円

※改定を必要とする額は、調定額ベースで約9億8,400万円である。

## 6 国保の法定外繰入れの縮減に向けた課題と方向性

国保の給付等に要する費用は、原則として法定の公費負担と保険税で賄うこととされている。しかしながら、現状では保険税ですべてを賄うことができず、一般会計からの多額の法定外繰入れを行うことで収支の均衡を図っている。一般会計から多額の法定外繰入れを行うことは、給付と負担の関係が不明確となることに加え、国保加入者以外の市民にも負担を強いることになる。そのため、法定外繰入れについては、計画的・段階的に縮減していく必要がある。

### (1) 医療保険分

調定不足額は約 8 億 3,000 万円、所得割率及び均等割額とも標準保険料率とのかい離が極めて大きい。そのため、所得割率及び均等割額とも計画的に税率改定を行う必要がある。

### (2) 後期高齢者支援金分

調定不足額は約 1 億 2,400 万円、所得割率及び均等割額とも標準保険料率とのかい離が大きい。現状、所得割率と均等割額の比重については均衡が取れているため、現在のバランスを維持しつつ計画的に税率改定を行う必要がある。

### (3) 介護保険分

調定不足額は約 3,000 万円、均等割額は標準保険料率より高い一方で、所得割率のかい離が大きい。そのため、均等割額を引き下げるとともに、所得割率の改定を重点課題として、税率改定を計画的に行う必要がある。

## 7 税率改定の基本的考え方

国において求められている国保財政健全化計画書では、原則 6 年の赤字削減計画とされているが、税率改定に当たっては、被保険者に対する急激な負担増を回避するため、法定外繰入れの縮減に向けた道筋を示しつつ当該年度の税率を設定する必要がある。

標準保険料率とのかい離が極めて大きい医療保険分を中心に、改定は原則として 2 年に一度行うこととし、急激な保険税の上昇を抑えるために、税率改定時に国民健康保険事業運営基金を取り崩すことにより、概ね 3.6% 程度の改定率で、10 回の改定、19 年で赤字を解消することとする。(国民健康保険事業運営基金を取り崩さない場合は 4.2% の改定)

なお、国民健康保険事業費納付金については、国による特例基金を活用した激変緩和措置が講じられることとなっているが、激変緩和措置は、段階的に縮小するため、国民健康保険事業費納付金に加えられることになる。したがって、この差額分の収入確保の観点においても税率改定時に反映させていく必要がある。

また、標準保険料率達成後は、標準保険料率を参考に、予定収納率を設定した上で、毎年度、税率を見直すこととする。

## 8 令和2年度の国民健康保険の税率について

令和2年度の税率は次のとおりとし、国民健康保険運営協議会に諮問する。

医療保険分	所得割率	5.68% (5.51%)	4.84%増
	均等割額	25,700円 (23,700円)	
後期高齢者支援金分	所得割率	2.08% (2.05%)	1.36%増
	均等割額	11,600円 (11,400円)	
介護保険分	所得割率	1.61% (1.55%)	1.25%増
	均等割額	15,300円 (15,500円)	

※ ( ) 内は現行の保険税率。

全体の改定率は3.60%で約1億2,600万円の歳入を確保することができる。

## 9 年度ごとの削減額

解消目次年度を令和20年度とし、令和2年度から2年おきに保険税率の見直しと基金の取り崩しで削減する計画とする。

2年おきの削減額は、平成30年度決算額ベースで赤字解消削減額の総額11億4,600万円を税率改定の回数で按分し、税率改定分「約1億2,600万円」、国民健康保険事業運営基金分「約4,400万円」、合計「約1億7,000万円」とする。

## 10 標準保険料率の上昇を抑えるための対策

標準保険料率の上昇を抑えるためには、医療費適正化の取組や収納率向上対策などにより歳入を確保し、被保険者の大幅な負担増とならないよう、保険者としての責務を果たす必要がある。

国による国保への財政支援の拡充策としては、平成30年度から新たに保険者努力支援制度が実施された。これは、医療費適正化に向けた取り組みを支援するもので、国全体で毎年800億円の公費が投入されることとなっている。具体的には、客観的な比較が可能な指標として、収納率の向上、特定健診受診率、特定保健指導実施率、データヘルス事業の取組などで評価され、保険者の努力によるインセンティブの仕組みが構築される。

これらを最大限活用して、公費拡充による歳入を確保するとともに、標準保険料率の上昇を抑制するための取組を行う。

- ・医療費適正化の推進
- ・徴収率向上対策
- ・保険者努力支援制度の活用
- ・国民健康保険事業運営基金の活用